



発行所  
 一般社団法人平塚青色申告会  
 平塚市西八幡 1-1-27  
 TEL.0463(25)3125  
 FAX.0463(25)3135  
 発行責任者 会長 堀井 元祥  
 編集責任者 広報委員 鈴木 重俊

## 年末調整指導会のご案内

本年もまた年末調整の時期が近づいてまいりました。給料の支払がある事業主は（専従者給与を含む）納付する税額が無い場合でも、納付書に給料の支払額等を記入して、税務署に提出する必要があります。関係する帳簿や書類等をご持参のうえ、お近くの会場までお出掛けくださいますようお願い申し上げます。

### 伊勢原支部

月	日	曜	午前	午後	会場
1月	12	木	9:30~11:30	1:00~3:40	伊勢原市商工会 3階 記帳指導室 ※完全予約制
	5	月			
	16	水			
	18	木			
1月	19	金	9:30~11:30		
	20	土			

### 秦野・秦野西支部

月	日	曜	午前	午後	会場
12月	12	月	9:30~11:00	1:00~3:00	サンライフ鶴巻 秦野商工会議所（会議室） 0463-81-1355 （※1月10日はお休み）
	14	水	9:30~11:00	1:00~3:00	
	15	木			
1月	4	水	9:30~11:00	1:00~3:00	秦野商工会議所（会議室） 0463-81-1355 （※1月10日はお休み）
	5	木			
	6	金			
	11	水			
	12	木			

### 二宮支部

月	日	曜	午前	午後	会場
1月	5	木	9:00~12:00	1:00~4:00	二宮町商工会館3階 0463-71-1082
	6	金			
	10	火			
	11	水			

### 大磯支部

月	日	曜	午前	午後	会場
12月	23	金	10:00~12:00	1:00~4:00	大磯町商工会館 ※大磯支部は完全予約制となります 必ず事前に予約の上、ご来所ください 予約連絡先：0463-61-0871
	26	月			
1月	11	水			
	12	木			
	13	金			
1月	16	月			
	17	火			

本部事務局（平塚）の日程は二面をご参照下さい

※各会場共、12時～13時は昼食時間となります。

※年末・年始及び土曜日・日曜日・祝日は各会場共お休みとなります。

○当日ご持参して頂く書類等

★一人別源泉徴収簿 ★生命保険料等所得控除証明書 ★地震保険料控除証明書 ★国民年金保険料の支払証明書

★認印 ★現金出納帳・経費帳等 ★税務署から送付されている年末調整に関する書類

★「給与支払報告書総括表」が、それぞれの市や町から送付されている時はその書類もお忘れなく！！

※消費税関係の届出書は年内に！

簡易課税を選択する（又は取りやめる）場合は、選択しようとする年（又は取りやめようとする年）の前年末日までに

「簡易課税制度選択届出書」又は「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出が必要です。

すでに「簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、再度提出する必要はありません。

「源泉徴収票」にはマイナンバーの記載が必要です。  
 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に給与支払者・従業員・控除の対象となる配偶者、扶養親族（16歳未満含む）のマイナンバーを記入の上、ご来所下さい。

# 年末調整指導会のご案内

本部 ※決算指導会の全日程は第68号（令和5年1月発行）で改めて詳細をご案内致します。

月日(曜日)	内容		時間		会場	
			午前	午後	午前	午後
12月	21	水	9:30~11:30	1:30~3:30	神田公民館	旭南公民館
	22	木			旭南公民館	
	19	月	9:00~11:30	1:00~3:30	(一社)平塚青色申告会 (2階指導室)	
	27	火				
28	水	9:00~11:30	*午前中のみ			
1月	5	木	9:00~11:30	1:00~3:30	0 4 6 3 - 2 5 - 3 1 2 5	
	10	火				

↑ 年末調整指導会は ここまで ↑

1月	11 ~ 17	水 ~ 火	ブルーリターンA 決算準備会 (予約制)	① 9:00~10:00	④ 13:00~14:00	(一社)平塚青色申告会 (2階会議室) *日と時間(①~⑥)を電話予約してください。
				② 10:00~11:00	⑤ 14:00~15:00	
				③ 11:00~12:00	⑥ 15:00~16:00	
2月	2/8 ~ 2/10	水 ~ 金	決算指導会 *詳細は第68号掲載	9:30~11:30	1:00~3:30	神田公民館 旭南公民館 金目公民館
				9:00~11:30	1:00~3:30	(一社)平塚青色申告会 (2階会議室・3階パソコン指導室)

伊勢原・秦野・秦野西・二宮・大磯支部の日程は一面をご参照下さい

※各会場共、12時~13時は昼食時間となります。

※年末・年始及び土曜日・日曜日・祝日は各会場共お休みとなります。

○当日ご持参して頂く書類等

★一人別源泉徴収簿 ★生命保険料等所得控除証明書 ★地震保険料控除証明書 ★国民年金保険料の支払証明書

★認印 ★現金出納帳・経費帳等 ★税務署から送付されている年末調整に係る書類

★「給与支払報告書総括表」が、それぞれの市や町から送付されている時はその書類もお忘れなく！！

※消費税関係の届出書は年内に！

簡易課税を選択する(又は取りやめる)場合は、選択しようとする年(又は取りやめようとする年)の前年末日までに

「簡易課税制度選択届出書」又は「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出が必要です。

すでに「簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、再度提出する必要はありません。

「源泉徴収票」にはマイナンバーの記載が必要です。「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に給与支払者・従業員・控除の対象となる配偶者、扶養親族(16歳未満含む)のマイナンバーを記入の上、ご来所下さい。

## ご来所の皆さまへ 新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策へのご協力をお願い

当会では、新型コロナウイルス感染症対策として、下記の取り組みを実施しております。ご来所の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

●ご来所の際は必ずマスクのご着用をお願いいたします。ない場合は有料にてお渡しいたします。

●来所前に検温して発熱がある場合や、咳症状等がある場合は来所をお控えください。

※ご来所時も職員が非接触型体温計にて検温させていただきます。

●手洗い、手指消毒の実施をお願いします。

●当会設置の筆記具は使用のつど回収・消毒を行いますが、より一層の感染予防の為、ご来所の際は筆記用具をご持参ください。

## 第三十七回 理事会報告

### 協議事項

一 会費滞納者について

二 弁護士無料相談会について

三 当会のインボイス発行事業者としての登録申請について

提案された議案は全て承認可決されました。

協議事項一の承認可決により、一年以上の会費未納者につきましては当会規程に従い、九月末までに会費納入を頂けない場合は退会の意思を確認のうえ退会措置を取らせ頂きました。

協議事項二の承認可決により、会員サービスの一環として弁護士無料相談会を定期開催致します。詳細は同封資料をご確認下さい。

協議事項三の承認可決により当会はインボイス登録事業者の申請を行い、適格請求書等発行事業者となり、制度開始後は適格請求書を交付致します。

新見永重事務所。伊勢原・秦野・秦野西・二宮・大磯支部。インボイス発行。

# 消費税のインボイス制度について（第3回）

## ●前々号（第1回）内容

- ・消費税の概要 ・インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要・登録手続きについて
- ・登録にあたっての留意事項

## ●前号（第2回）内容

- ・インボイスの申請方法について ・インボイス登録にあたっての留意事項

※詳細は各号をご参照ください。当会ホームページのバックナンバーからもご確認頂けます。

## （9）インボイス（適格請求書）の記載事項

○インボイス（適格請求書）は現行の複数税率下において、売り手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える事で、適正な課税を確保する観点から導入されます。下記イメージ参照

### 【現行の区分記載請求書等保存方式】

イメージ  
請求書

○○(株)御中	
	(株)△△
●年■月分 請求金額 43,600	円
内 訳	
■月1日 割りばし 550	円
■月3日 牛 肉※5,400	円
↓	
合 計 43,600	円
(10%対象 22,000)	円
( 8%対象 21,600)	円
※は軽減税率対象	

#### 【記載事項】

- ①. 請求書発行者の氏名又は名称
- ②. 取引年月日
- ③. 取引の内容
- ④. 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)
- ⑤. 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥. 請求書受領者の氏名又は名称

(ポイント)

- ・受領した請求書に④・⑤の事項がない場合、自ら追記可能
- ・免税事業者でも発行可能
- ・区分記載請求書の交付義務はない

### 【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

イメージ

○○(株)御中	⑥
	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額 43,600	円
内 訳	
■月1日 割りばし 550	円
■月3日 牛 肉※5,400	円
↓	
合 計 43,600	円
⑦ 10%対象 22,000円	
内税2,000円	
8%対象 21,600円	
内税1,600円	⑧
※は軽減税率対象	

#### 【記載事項】

- 区分記載請求書の①～⑤に加え、下記の事項を追加
- ⑥. 登録番号  
※課税事業者のみ登録可
  - ⑦. 適用税率
  - ⑧. 消費税額

(ポイント)

- ・受領者自らの追記は不可
- ・免税事業者は発行不可（発行にはインボイスの登録＝課税事業者になる必要がある）
- ・登録事業者は買手の求めに応じてインボイスの交付義務と、写しの保存義務が発生する

## 「インボイス制度説明会」開催中

○12月12日、13日

・10:00～12:00

・14:00～16:00

\* 同封案内を参照



## 国税庁「インボイス制度特設サイト」もぜひご覧下さい

インボイス 特設サイト

スマホの方は

QRコードからもアクセス

検索



## （10）消費税インボイスの登録申請受付中

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があります。現在免税事業者の方もインボイス申請が必要かの検討をお願いします。当会では来所者にインボイス制度の説明、申請書の作成相談を行っております。希望される方は来所時にお申し付けください。なお、令和5年1月～3月は確定申告期間の為、インボイスの指導相談を出来ない場合がありますので、希望者はなるべく早めの来所をお願い致します。

# 青色申告会からの お知らせ

転居による住所変更・事業継承による事業主変更、訃報などがありましたら当会事務局までご連絡下さい。

また、住所表示変更の方もお手数ですがご連絡を頂けます様お願い致します。

TEL. 0463-25-3125

## 会費納入手数料 のお知らせ

払込票の方へ

令和4年1月17日より現金での払込時に110円が手数料として掛かっています。

口座振替への変更等ありましたら当会にご連絡下さい。

当会取扱金融機関

- ・ゆうちょ銀行
- ・平塚信用金庫
- ・中栄信用金庫
- ・中南信金庫
- ・湘南農協
- ・秦野市農協

## 決算指導会の事前予約を実施致します

本部事務局では決算確定申告指導会を事前予約と当日受付の2通りで実施しております。

また、記帳確認会又は年内のBRA決算準備会に参加され、内容の確認が取れた方は下記受付日より前にご予約頂ける優先予約制度も行っております(定数あり先着順)。併せてご利用ください。

なお、優先、一般ともに予約制は原則1時間で確定申告を完了できる方のみお受けしております。混雑時は完了しない場合も1時間で指導を終了させて頂きますのでご了承ください。

●会場…本部事務局(平塚市西八幡1-1-27) ●予約期間…令和5年2月1日~3月5日

●予約時間…9時00分~ 10時30分~ 13時00分~ 14時30分~

●予約方法…1月6日(金)9時より受付開始 お電話にてご予約下さい ☎ 25-3125

※決算指導会の日程等詳細は次号(第68号)に掲載いたします。

## 青色申告会会員募集中

皆様の周りの事業主さんをぜひご紹介ください。

●近所の事業主 ●ご同業の事業主 等々

事業を始めたばかり、白色申告から青色申告に変えてみたい、複式簿記を覚えて青色申告特別控除を55万円にしたい、65万円控除を受ける為にe-Taxで申告したい方等大歓迎。

ご紹介の方が入会されますと、ご紹介していただいた会員の方にクオカード(2,000円分)を進呈しております

## 弁護士無料相談 会のお知らせ

・日時: 12月20日(火)

13:00~16:00

・申込方法: 予約制(各30分)になります。

お電話でお申し込みください

\*詳細は同封案内をご確認ください

小規模企業の  
会社役員のみならずへ

制度の特長

Be a Great Small.  
中小機構

# 小規模企業共済

会社の役員なら /

小規模企業の会社等役員の方が廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。国が作った制度なので、安心・安全です。

<p><b>小規模企業等の会社役員なら加入可能</b></p> <p>建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。</p>	<p><b>代表者以外の会社役員でも加入可能</b></p> <p>代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方などなたでも加入可能。</p>	<p><b>役員なら受け取れる大きなメリット</b></p> <p>小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。</p>
---	---	---

制度のメリット

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。受取時も税制メリット。共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】 平日9:00~17:00


**チャットボット**なら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック 24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模共済 検索

個人事業主、会社代表者の方ももちろん加入できます



2021.6

小規模共済制度のお問い合わせ、お申込みは(一社)平塚青色申告会へご連絡ください。

TEL. 0463(25)3125